

教職員による不祥事の根絶

—信頼され続ける教職員であるために—
(改訂版)

平成 2 2 年 1 2 月

広島県教育委員会

氏 名 _____

広島県教育委員会では、教職員の相次ぐ不祥事により、公教育に対する県民の期待や信頼が大きく損なわれている現状を厳しく受け止め、不祥事の根絶を喫緊の課題として取り組んでいます。

平成19年には不祥事の実例を基にした研修資料を作成・配付し、これを活用した研修を実施し、平成21年4月には教育委員会事務局と各学校に「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、不祥事の未然防止、早期対応に努めてきました。

また、こうした取組みに加え、平成21年6月には外部の専門家からなる「不祥事根絶対策専門家会議」を設置し、一人一人の教職員が高い倫理観や規範意識の維持向上を図ることや、学校等として不祥事を起こさない体制を確立していくことに向けて議論を重ねていただき、同年12月には、3つの対策（①教職員の規範意識の確立、②学校組織としての不祥事防止体制の確立、③相談体制の充実）について、提言していただきました。

この提言で指摘されたとおり、教職員による非違行為を未然に防止するためには、自らが公教育を担う教職員であるということを自覚し、これまでの不祥事を他人事とせず、自分のこととして真摯に受け止めていくとともに、自らの行動が公教育への信用に大きな影響を与えることを改めて認識する必要があります。

この資料は、「不祥事根絶対策専門家会議」の提言を踏まえ、本県において過去実際に生じた懲戒処分事案等を基に、当事者の心情、周囲に与えた影響等を研修資料用に再構成したものです。また、実践的・体験的に自らの問題として考えられるように、ロールプレイのねらい・進め方を掲載しています。

教職員一人一人が、幼児児童生徒、保護者はもとより、県民全体から信頼され、本県教育の担い手として自信と誇りをもって職責を全うするとともに、各学校等において、この資料を活用し、不祥事が根絶されるよう最善を尽くしてください。

平成22年12月

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

目 次

| | | |
|----|------------------------|----|
| 1 | 求められる教職員像 | 1 |
| 2 | 事例1「わいせつ行為」 | 3 |
| 3 | 事例2「わいせつ行為」 | 5 |
| 4 | 事例3「セクシュアル・ハラスメント」 | 7 |
| 5 | 事例4「セクシュアル・ハラスメント」 | 9 |
| 6 | 事例5「体罰」 | 11 |
| 7 | 事例6「体罰」 | 13 |
| 8 | 事例7「体罰」 | 15 |
| 9 | 事例8「体罰, セクシュアル・ハラスメント」 | 17 |
| 10 | 事例9「飲酒運転」 | 19 |
| 11 | 事例10「交通事故(措置義務違反)」 | 21 |
| 12 | 事例11「個人情報の紛失」 | 23 |
| 13 | 事例12「欠勤」 | 25 |
| 14 | ロールプレイの進め方 | 27 |
| 15 | ロールプレイの記録 | 28 |
| 16 | 場面1「体罰」 | 29 |
| 17 | 場面2「体罰事案の後」 | 30 |
| 18 | 場面3「体罰」 | 31 |
| 19 | 場面4「体罰事案の後」 | 33 |
| 20 | 場面5「セクシュアル・ハラスメント」 | 35 |
| 21 | 場面6「セクシュアル・ハラスメント」 | 37 |
| 22 | アンガーマネジメント | 39 |
| 23 | 懲戒処分と給与 | 40 |
| 24 | 不祥事防止委員会の活動例 | 41 |
| 25 | 関係法令 | 42 |
| 26 | 自分自身の振返りと目指す自分の姿 | 45 |
| 27 | 大切な人へのメッセージ | 46 |
| 28 | 研修の記録 | 47 |

求められる教職員像

普遍的な事項

- 高い倫理観と豊かな人間性をもっている。
- 子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている。
- 専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる。
- 社会や子どもの変化に柔軟に対応できる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

確かな学力
豊かな心
信頼される学校

- 確かな授業力を身に付けている。
- 豊かなコミュニケーション能力を有している。
- 新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている。
- 他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる。

普遍的な事項

○ 高い倫理観と豊かな人間性をもっている。

子どもたちに社会のルールや基本的なモラルなどの倫理観，他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を身に付けさせるためには，教職員自らが社会人としても高い倫理観をもつとともに，幅広い教養や人間尊重の精神などに裏付けられた豊かな人間性を身に付けていることが求められる。

○ 子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている。

子どもたちの人格形成に携わるといふ職責から，教職員には，子どもの成長と発達を十分理解しつつ，喜びや悲しみを共有し悩みや思いを受けとめて指導できることなどの教育的愛情と，子どもを教え育てるといふ仕事に対する使命感をもっていることが求められる。

○ 専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる。

各学校が，子どもや地域の状況等を踏まえ，創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開し，子どもたち一人一人の個性を生かす教育を行うためには，職種や経験年数，得意分野等が異なる教職員一人一人が，それぞれの専門性を発揮するとともに，自らの職責を自覚し，職務を的確に遂行することが求められる。

○ 社会や子どもの変化に柔軟に対応できる。

国際化，情報化の急速な進展など変化の激しい社会にあっては，教職員一人一人が社会の変化や動向を踏まえながら，今日的な課題に対応するための知識・技能等を習得するなど，常に資質能力の向上に努める必要がある。

また，子どもたちに「確かな学力」を身に付けさせるために，子どもの変化やニーズを幅広い視野から的確に把握し，柔軟に対応することなどにより，個に応じたきめ細かな指導を行うことが求められる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

○ 確かな授業力を身に付けている。

子どもたちに確かな学力や豊かな心などの「生きる力」をはぐくむためには、何よりも学校教育活動の中心である日々の授業を、より質の高いものとする必要がある。

このため、各学校においては、学習の到達目標や評価基準を含めた年間授業計画を作成し、これに基づいて個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、授業の成果を適切に評価しその結果を分析して、その後の授業改善に生かすといった取組みが行われている。また、各学校においては、公開授業研究も含め、授業を通して教員同士が学び合い、鍛え合うといった取組みが行われている。

このような授業改善の取組みが、各学校において推進される中で、更に質の高い授業が展開されるためには、確かな授業力を身に付けていることが求められる。

○ 豊かなコミュニケーション能力を有している。

国際化や情報化の進展、あるいは、核家族化や都市化の進展に伴い、主体的な情報獲得の体験や人と人との間での生きたコミュニケーションが不足していることから、情報を処理し発信する力やコミュニケーション能力等の育成が求められており、その基礎を培うものとして学校教育における「ことばの教育」の重要性が高まっている。

このため、本県では、相手に分かりやすく伝える、感受性を働かせ豊かに表現するなどの「ことばの力」を子どもたちにはぐくむために、平成15年度から「ことばの教育県づくり」に取り組んでおり、この取組みを推進するためにも、豊かなコミュニケーション能力を有していることが求められる。

○ 新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている。

本県では、新たな「教育県ひろしま」の創造に向け、これまで「基礎・基本」定着状況調査等の実施、学校評価制度や新たな人事評価制度の導入など、全国に先駆けた取組みを進めてきたところである。

今後、これまでに築いてきたこうした「仕組み」を生かしつつ、教育の「中身づくり」を推進するためには、教職員一人一人が、新たな課題に積極的に挑戦する意欲をもち、その解決に向けて取り組むことが求められる。

○ 他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる。

各学校において、地域の状況等に応じて特色ある学校づくりを推進するためには、学校が自らその権限を責任をもって適切に行使していかなければならない。そのためには、個々の教職員の活動を有機的に結び付け、組織的な学校運営を行うことが必要である。

このため、本県では、学校評価制度と新たな人事評価制度により組織の目標と個人の目標を結び付けるなど、学校全体の力を高める取組みを行っている。

このような中、組織的な連携のもと、教職員一人一人が意欲と自覚をもって学校運営に参画し、連携・協働し一丸となって教育活動を展開することが求められる。

「求められる教職員像」を踏まえ、信頼され続ける教職員であるために、教職員を目指したときの初心を思い出し、現在の自分を見つめ直してみましょう。

事例1 「わいせつ行為」

事案の概要

A教諭は、所属校の中学校3年の女子生徒から、A教諭が担当する教科が不得意であると相談を受け、個別に勉強を教えたことをきっかけに、当該生徒から頻繁に手紙を受け取るようになった。そのうち、当該生徒とメールで連絡を取り合ったり、自家用車で送迎したりするようになり、交際を始めた。しばらくして、A教諭は、A教諭の自宅で当該生徒と性交渉をもった。

〔処分内容〕

懲戒免職（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「いろいろと話を聞いてあげたいと思い、メールアドレスを教えた。生徒と教師という関係は分かっていたが、しだいに相手にひかれていった。ブレーキがかからなかった。」

（事案の後）

「なんということをしてしまったのか、生徒に申し訳ない気持ちでいっぱいだった。また、妻や自分の子どもにも申し訳ない気持ちである。」

〔被害者の心情等〕

（保護者）

「子どもはショックを受けている。A教諭を許すことはできない。顔も見たくない。二度と教壇に立たせないでほしい。」

「我が子や自分たち家族が、これ以上傷つくことのないようそっとしておいてほしい。」

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後、複数の新聞社から取材があり、翌日報道された。
- ・ A教諭は、妻や子どもからの信用を失い、親は体調を崩した。
- ・ 懲戒処分後、A教諭は警察から青少年健全育成条例違反の疑いで取調べを受けた。
- ・ A教諭が懲戒免職となったことについての噂が流れ、学校の対応に不信の目が向けられた。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（1）児童・生徒に対するわいせつな行為等

ア 児童・生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

○ この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....
.....
.....
.....

○ このような事案を防止するには、教職員集団として、日ごろからどのようなことに気を付けなければならないでしょうか。

.....
.....
.....
.....

○ 児童生徒と、はじめと信頼感のある関係を築いていくには、どうすればよいでしょうか。

.....
.....
.....
.....

〔わいせつ行為未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 児童生徒を指導する際、2人きりになることはありませんか。 | |
| 2 | 特定の児童生徒への個別の指導回数が、必要以上に多いことはありませんか。 | |
| 3 | 特定の児童生徒から手紙等により頻繁に相談を受けたり、親密であると噂が広がったりしていることはありませんか。 | |
| 4 | 児童生徒を自家用車で送迎するようなことはありませんか。 | |
| 5 | 児童生徒と自校の教職員が親密であることが疑われる際、見過ごすことなく管理職に相談することができますか。 | |
| 6 | 児童生徒と携帯メールでのやり取りをしていませんか。 | |

事例2 「わいせつ行為」

事案の概要

B教諭は、インターネットの出会い系サイトを通じて知り合った児童が、18歳に満たないことを知りながらみだらな行為を行い、その際、カメラで同児童の姿を撮影して、同児童に係る児童ポルノを作成した。このことにより、警察から児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反により逮捕、起訴された。その後の警察の調べで、これ以外にも複数の児童に対してみだらな行為を行い、その際、カメラで被害児童の姿を撮影して、被害児童に係る児童ポルノを作成していたことが分かり、前記の法律及び青少年健全育成条例違反により追起訴された。

〔処分内容〕

懲戒免職（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「最初は、会って話を聞くつもりであった。若い子に興味がなかったといえようそになる。」

（事案の後）

「子どもたちに正しいことを教える立場にありながら、自分の行為によって、児童を深く傷つけてしまったことを反省している。」

「いつもこれが最後だと思いながら、同じことを何度も続けてしまった。自分の心が弱かった。」

〔保護者の心情等〕

（B教諭の勤務校の保護者）

「先生がこのようなことをして大きく報道されたことで、子どもがショックを受けていないか心配である。」

「こんな先生がいて、子どもにどう説明すればいいのか。説明ができない。」

（B教諭の勤務校の地域の方）

「この先生は、自校の子どもにも同様の行為を行っているのではないか心配である。」

（B教諭の前任校の教員）

「今の6年生は2年前、B教諭が担任していた。ニュースで報道があった翌日、ショックを受けた様子があった。子どもたちの心のケアが必要であると感じた。」

〔事案による影響等〕

- ・逮捕当日、実名で、複数のテレビ局の全国ニュースで大きく報道された。
- ・逮捕後も、起訴時、追起訴時、判決時にそれぞれ実名で新聞報道された。
- ・勤務校や自宅には、警察による捜査が行われた。
- ・勤務校や所管する教育委員会には、保護者や地域から多数の厳しい意見が寄せられた。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（1）児童・生徒に対するわいせつな行為等

ア 児童・生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

○ この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....
.....
.....
.....

○ このような事案を防止するには、教職員集団として、日ごろからどのようなことに気を付け
ればよいでしょうか。

.....
.....
.....
.....

○ 教職員として高い倫理観を確保するために、職場で取り組めることを挙げてみてください。

.....
.....
.....
.....

〔わいせつ行為未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 週休日、休日においても、教育公務員であることを自覚し、信用失墜行為を行わないこと、信用失墜行為につながる行為を行わないことを意識していますか。 | |
| 2 | インターネットの出会い系サイト等、違法行為につながりかねないサイトを利用していませんか。 | |
| 3 | 軽い気持ちで性的な話題を持ち出すことはありませんか。 | |
| 4 | 日ごろ、例えば体罰を肯定する等、違法行為に対して寛容である発言を行うことはありませんか。 | |

事例3 「セクシュアル・ハラスメント」

事案の概要

C教諭は、校長から携帯電話を用いて生徒と連絡を取ることがないように指導されていたにもかかわらず、平成21年6月から平成22年1月までの間、所属校の高校2年の女子生徒に対して、携帯電話で夜景を見に行こう、キスしようかなどといった内容のメールを繰り返し送り、当該生徒に、不快感、恐怖感を与えた。

このことにより、当該生徒が授業に出席できない状況を生じさせた。

〔処分内容〕

減給1/10 3月（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「生徒とのメールが禁止されていることは、何回も何回も管理職から指導があり、分かっていたが、校外への生徒引率をスムーズに行うことなどをきっかけに使用した。メールの内容は、私が調子によって生徒に戯れごとの内容を送ったものである。」

「これまで何回もセクハラに関する研修を受けていたが、今回のことは、自分としてはセクハラには当たらないと思っていた。」

（事案の後）

「生徒に恐怖心や嫌悪感を抱かせ、登校しづらくなっている現実を見ると本当に申し訳ない気持ちでいっぱいである。本当に元気に登校してくれることを望んでいる。」

「今後は、生徒との連絡は必ず保護者を通じて行う。」

〔被害者の心情等〕

被害女子生徒は、メールを見て「絶対嫌だと思った。」「気持ちが悪かった。」と述べている。

また、当該生徒は、セクハラにより不快感、恐怖感を感じ、授業に出ることが難しくなるとともに不眠と不安感がひどく、病院に通わなくてはならない状況が生じた。

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後、教育委員会に新聞社から取材があり、翌日、新聞報道された。
- ・ 新聞報道後、県民から教育委員会に対して、「なぜセクハラをするような教員を採用したのか。」「処分が軽すぎるのではないか。」などの厳しい意見が寄せられた。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

(1) 児童・生徒に対するわいせつな行為等

ア 児童・生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

イ 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....
.....
.....
.....

- 児童生徒と個別に連絡を取る必要がある場面を具体的に想起し、そのとき、どのように連絡を取ればよいか考えましょう。

.....
.....
.....
.....

- 職員によるセクシュアル・ハラスメントを起こさないために、日ごろからどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

.....
.....
.....
.....

〔セクシュアル・ハラスメント未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | 自分が教育公務員であるという自覚を常にもっていますか。 | |
| 2 | 冗談のつもりで児童生徒の心情を傷つける発言をしていませんか。 | |
| 3 | 児童生徒と2人きりで、学校外で会っていませんか。 | |
| 4 | 児童生徒を指導する際、安易に身体に触れることはありませんか。 | |
| 5 | 児童生徒を指導する際、2人きりになることはありませんか。 | |
| 6 | 児童生徒と携帯メールでのやり取りをしていませんか。 | |
| 7 | 学校外で児童生徒と連絡を取る場合には、保護者を通して行っていますか。 | |
| 8 | 軽い気持ちで性的な話題を持ち出すことはありませんか。 | |

事例4 「セクシュアル・ハラスメント」

事案の概要

D教諭は、校内の教科準備室において個別指導中、所属校の高校3年の女子生徒に対し、左胸に自分の手の甲を1回当てるとともに、肩から腰にかけて3回から4回往復でさするなどの行為を行い、当該生徒に不快感を与えた。このことにより、懲戒処分を受けていた。

その後、所属校の校長から何度も指導を受けていたにもかかわらず、放課後の教科準備室において個別指導を行っていた女子生徒に対し、左肩に触れたり、髪の毛をなでたりした。また、指導中に顔をじろじろ見て「きれいだねとか、かわいいねとよく言われるでしょう。」などと指導内容に関係のない発言を繰り返し、さらに、当日から翌日にかけて当該生徒の携帯電話に計6回電話をかけ、当該生徒に不快感を与えた。

〔処分内容〕

停職 3月 （地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「女子生徒が熱心に取り組んでいたので、その態度を褒める意味で肩や髪に触れた。」

「勉強の堅い話が続いていたので、ちょっと世間話をしてしまった。」

「結果として不愉快な思いをさせたのではないかと思ったので、詫びないといけないと思って、携帯に電話をかけた。」

（事案の後）

「自分は他の者よりも気を付けているつもりであったが、結果として生徒に嫌な思いをさせてしまったことは、申し訳ない。」

〔被害者の心情等〕

（被害生徒）

「会いたくない。顔を合わせたくない。D先生と会わないですむなら学校に行く。」

（保護者）

「以前からじろじろと顔を見られたことがあると言っている。今回のことでD教諭がいるなら、学校に行きたくないと言っているが、学校はどのように対応してくれるのか。教科担任を替えてほしい。」

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後、教育委員会や勤務校に新聞数社から取材があり、翌朝、新聞報道された。
- ・ 当該生徒は、その後数日間、学校を休み、保護者からの強い要望で教科担任を交代した。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（1）児童・生徒に対するわいせつな行為等

ア 児童・生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

イ 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

- 児童生徒に個別指導を行わなければならない場面を具体的に想起し、そのとき、どのような指導をしたらよいか考えましょう。

.....

- 職員によるセクシュアル・ハラスメントを起こさないために、日ごろからどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

.....

〔セクシュアル・ハラスメント未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | 自分が教育公務員であるという自覚を常にもっていますか。 | |
| 2 | 児童生徒を指導する際、安易に身体に触れることはありませんか。 | |
| 3 | 児童生徒を指導する際、2人きりになることはありませんか。 | |
| 4 | 児童生徒と携帯メールでのやり取りをしていませんか。 | |
| 5 | 軽い気持ちで性的な話題を持ち出すことはありませんか。 | |
| 6 | 児童生徒への不適切な指導について、教職員同士で指摘し合っていますか。 | |

事例5「体罰」

事案の概要

E教諭は、授業中に立ち歩いていた所属校の小学校2年の児童（B）を注意したが、それでも当該児童が席に着こうとしなかったことから、児童の両手首を強くつかんで引きずり、児童を席に戻らせた。E教諭は、当該児童が「痛い。」と言って泣き出したにもかかわらず、怪我の有無を確認することなく授業を再開した。その日の夕方、当該児童の保護者から教頭に、「E教諭に引きずられて、怪我をしている。」と電話があり、事案が明らかになった。翌日、当該児童は病院で検査を受けたところ、E教諭の行為により全治一週間の切り傷・打撲を負っていた。

〔処分内容〕

戒告（地方公務員法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「最初の注意を聞かなかったのだから、厳しく注意しなければならないと思った。」

「泣いているのは知っていたが、悪いのは児童なので、怪我の有無を確かめようとは思わなかった。」

（事案の後）

当初、校長の指導に対して「自分の指導が間違っていたとは思わない。」と、当該児童とその保護者に対する謝罪を拒否した。

その後、校長からの数回の指導により「児童に傷を負わせたことは、弁解の余地がない行為であり、児童に苦痛を与えてしまい申し訳ない。指導のあり方を見つめ直したい。」と自らを振り返り、当該児童と保護者に謝罪を行った。

〔児童・保護者の心情等〕

（当該児童）

「先生は、話を聞いてくれないし、僕だけにすごく厳しい。先生の言うことは聞きたくない。」

（保護者）

「子どもに怪我をさせておいて、自分の指導に間違いはないというE先生の態度は、思い上がりではないか。」

（目撃していた児童）

「前は面白い先生だと思っていたが、B君を引きずったのを見て、E先生のことが怖くなった。」

「立ち歩いていたB君も悪いが、E先生はやり過ぎだと思う。」

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後の翌朝、新聞4紙で報道された。
- ・ E教諭の対応に不信感を持った保護者は、警察にE教諭の行為を暴行罪として訴えた。そのことにより、E教諭は警察から事情聴取を受け、その後書類送検された。
- ・ 数日後、学年保護者会を開催したが、E教諭から今後の対応についての具体的な話がなかったことから、保護者は学校に対する不信感を強めた。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(12) 体罰

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

- 感情が高ぶって威圧的に指導している同僚職員が、「自分の指導は間違っていない。」と主張していた場合、どのようなアドバイスをしたらよいでしょうか。

.....

- 自分の行っている指導が独善的なものとなっていないかをチェックするために、日ごろからどのような取り組みを行っておくべきでしょうか。

.....

〔体罰未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 児童生徒が、何度注意しても指導に従わなかったり、指導に対して反抗的な態度をとったりしたときに、思わず感情的になることはありませんか。 | |
| 2 | 児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっていますか。 | |
| 3 | 授業中の私語や反抗的な態度を、児童生徒だけのせいにしていませんか。 | |
| 4 | カウンセリングマインドをもって、児童生徒の話を聞いていますか。 | |
| 5 | 学級の課題や児童生徒の問題行動等について、平素から管理職や校内組織への報告・連絡・相談を確実にしていますか。 | |
| 6 | 児童生徒が、体罰の行為のまねをすることがあると考えたことがありますか。 | |

事例6「体罰」

事案の概要

F教諭は、教室内で問題行動を起こした中学校1年の男子生徒2名に個別指導を行うために、男子生徒2名を連れて廊下を移動中、男子生徒のうち1人が通りかかった上級生にふざけた調子で話しかけたことに立腹し、当該男子生徒の頭頂部を左の平手で1回たたいた。

〔処分内容〕

行政措置（服務監督権者からの口頭による厳重注意）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「これまでも男子生徒は、指導に従わない状況が続いており、他の生徒への影響もあるので毅然とした指導をしようと思っていた。」

「何度も教室で注意し、外に出して諭そうとしているときに、何食わぬ顔で上級生に話しかけたことで感情的になった。」

「この程度は体罰ではないだろうと思っており、思わず手が出てしまった。」

（事案の後）

「体罰の禁止について、研修で学んだことの重大性を認識させられた。」

「これまでの男子生徒への指導が台無しになってしまったのではないか。」

〔生徒・保護者の心情等〕

（当該生徒）

「F先生の言いたいことがわからない。先輩に話しかけたことでたたかれたのだったら、これから先輩たちにあいさつもできない。」

「先生が生徒をたたいてよいのなら、僕たちも他の人をたたいてよいということか。」

（保護者）

「何が悪かったのか丁寧に説明してほしい。わが子は先生にたたかれたことで、自分の何が悪いのか分かっていなくなっている。また、今回怪我はなかったが、頭をたたくのは危険な行為ではないのか。」

〔事案による影響等〕

- ・たたかれた男子生徒は、その後数日間、学校を休み、登校してきてからは以前にもまして教師の指導に従わなくなった。
- ・保護者に、F教諭のみならず学校全体の指導に対して不信感を持たせた。
- ・新聞報道等はなかったが、保護者の間で「暴力教師」という噂が流布した。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(12) 体罰

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

.....

.....

.....

- 児童生徒の反抗的な発言・態度を想起し、そのときどのような指導をしたらよいか考えましょう。

.....

.....

.....

.....

- 自分たちの学校から体罰を根絶するために、すべての職員が留意すべき事項はどのようなことが考えられますか。

.....

.....

.....

.....

〔体罰未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 児童生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。 | |
| 2 | 児童生徒の思いを聞かずに頭ごなしにしかることはありませんか。 | |
| 3 | 児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっていますか。 | |
| 4 | 日常、児童生徒と接する場面で、常に威圧的な態度になっていませんか。 | |
| 5 | 指導のために児童生徒を軽くたたくことは、時には必要であると考えていませんか。 | |
| 6 | 「厳しく指導してください。」という保護者の声を、そのまま受け止めてはいませんか。 | |

事例7「体罰」

事案の概要

G教諭は、女子バスケットボール部の練習試合でプレーの指導を行う際、指示したプレーをしないなどの理由で生徒に対して何度も暴言を吐いていた。

また、指示したことができずプレーでの約束事を守れない生徒の左足膝の外側をけった。さらに、練習試合では、指示したプレーをしていないことから、右足の裏で当該生徒の腹部をけるとともに、右掌で当該生徒の左ほおをたたいた。

このほか、4人の生徒に対して、指示したプレーをしないなどの理由で、右掌で生徒の左ほおをたたいたり、右足で生徒の左足膝の外側をけったりするなどの行為を複数回繰り返した。

〔処分内容〕

減給1/10 1月 (地方公務員法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)
(地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止)

〔当該教諭の心情等〕

(事案発生時)

「試合に勝たせたいという思いから、指示したことができないときやプレーでの約束事を守れないとき、感情的になり過ぎて乱暴な言葉を浴びせてしまった。」

「この程度のことは、体罰には当たらないと思っていた。」

(事案の後)

「自分の行為によって傷つけてしまった生徒に申し訳ない。今の自分に何ができるのか真摯に考えている。」

「部活動の顧問をやりたくて、教員をしてきたのに、顧問から外されるようなことをしてしまった。他の先生にも助言をもらいながら、指導のあり方を考え直したい。」

〔生徒・保護者の心情等〕

(当該生徒)

「友人がやられるのを見て部活動を辞めようかと話していた。また、辞めたいと友人から相談を受けた時は、つらかった。実際に友人は辞めてしまった。」

(保護者A)

「暴力的な言動を受けながら、子どもたちは先生を理解しようとしていた。それは、子どもたちが『バスケットボールが好きであり、上手になりたい。』という思いからだと思ってしまう。行き過ぎた指導から暴力を受け、つらかったらうと思うと涙が出てくる。」

(保護者B)

「G先生は、暴力で高圧的に生徒を服従させていたのではないか。G先生は、以前にも体罰を起こしているのではないか。信用できない。」

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後、教育委員会や勤務校に新聞社から取材があり、翌朝、新聞報道された。
- ・ 保護者から厳しい意見、強い要望があり、年度途中で当該教諭を顧問から外し、管理職からの個別指導をした。
- ・ G教諭は、年度末に辞職した。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(12) 体罰

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

.....

.....

.....

- クラブ活動における指導において、職員による体罰を起こさないために、日ごろからどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

.....

.....

.....

.....

- 児童生徒の言動に対して、感情的になりそうになった場面を具体的に想起し、そのとき、どのような指導をしたらよいか考えましょう。

.....

.....

.....

.....

〔体罰未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|---|--|
| 1 | クラブ活動等での児童生徒への指導における言葉遣いが、クラブ活動等以外での指導での言葉遣いに比較して、悪くなっていませんか。 | |
| 2 | クラブ活動等での指導において、活動中に意欲を感じない児童生徒に対して、腹立たしく思うことはありませんか。 | |
| 3 | 児童生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。 | |
| 4 | 児童生徒の思いを聞かずに頭ごなしにしかることはありませんか。 | |
| 5 | 児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっていますか。 | |
| 6 | 児童生徒を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度で接したりしていませんか。 | |
| 7 | 児童生徒を一方的に自分の方針に従わせようとする傾向がありませんか。 | |

事例8「体罰、セクシュアル・ハラスメント」

事案の概要

特別支援学校において、H教諭は、体育の授業後の休憩時間に、体育館の床に横になっていた中学部の男子生徒を、セーフティマットで左右から挟んだ上、足を押さえて身動きが取れない状態にして、ズボンをずらすいたずらを行い、当該生徒に精神的苦痛を与えた。

また、授業態度を指導する際、女子生徒の右ほおを右手の甲でたたき、授業中に教科書を開いていなかった女子生徒の頭を教科書でたたいた。

さらに、女子生徒を体育館倉庫に閉じ込める、生徒を車いすごと後方に倒してあお向けの状態にする、質問に答えられない生徒の額にホワイトボードマーカーで印を付ける、生徒を馬鹿にしたり恐怖感を与えたりするなどの不適切な言動を繰り返し、生徒に精神的な苦痛を与えた。

〔処分内容〕

減給1/10 6月 (地方公務員法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)
(地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止)

〔当該教諭の心情等〕

(事案発生時)

「テレビのお笑い番組の罰ゲームのようなことをすれば、楽しい雰囲気の中で学習ができると思って行った。軽いいたずらという感覚や漫才のボケとツッコミのようなつもりでたたいていたので、ふざけてやっていることを生徒は分かってくれていると思っていた。」

(事案の後)

「生徒の心情、生徒の障害の状態等の理解が不足し、独りよがりの授業や生徒指導を行っていた。多くの生徒につらい思いをさせて、申し訳ない思いでいっぱいである。」

「今まで、県教委や教育センターの研修を否定して参加していなかったが、改めて特別支援教育や服務規律等に関する研修を受け、もっと早くこのような研修を受けていれば、今回のようなことは無かったと思う。」

「給料も減って、生活も苦しくなり、妻や子どもにもつらい思いをさせてしまった。」

〔被害者の心情等〕

(被害生徒A)

「先生の顔を見るのも嫌だ。学校にいてほしくない。どうして先生は辞めないのか。」

(被害生徒B)

「ズボンを脱がされたのは今でも鮮明に覚えていて、絶対に許せない。」

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後、教育委員会や勤務校に新聞社・テレビ局から取材があり、マスコミ報道された。
- ・ 保護者から厳しい意見、強い要望があり、年度途中で学級担任及び担当授業から外した。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(12) 体罰

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

2 わいせつな行為等

(1) 児童・生徒に対するわいせつな行為等

イ 児童・生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

- 特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒等の様々な発言・態度を想起し、そのとき、どのような指導をしたらよいか考えましょう。

.....

- 障害のある児童生徒等に指導を行う際に、体罰、セクシュアル・ハラスメントを生起させないために、すべての教職員が留意すべき事項を考えましょう。

.....

〔特別支援教育における体罰等未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 特別支援教育の専門性を高める努力をしていますか。 | |
| 2 | 児童生徒の障害の状況や個々の実態をしっかり把握して指導に当たっていますか。 | |
| 3 | 児童生徒と教師という立場をわきまえて指導に当たっていますか。 | |
| 4 | 児童生徒を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度で接したりしていませんか。 | |
| 5 | 児童生徒ができないことを、自らの指導を顧みず、児童生徒の責任にいませんか。 | |
| 6 | 児童生徒への不適切な指導について、教職員同士で指摘し合っていますか。 | |

事例9「飲酒運転」

事案の概要

I 教頭は、学校の忘年会に参加するため自家用車を運転して会場に向かった。自家用車は、会場近くの駐車場に駐車した。忘年会では、ジョッキ3杯のビールを飲んだ。忘年会終了後、部下と4人で2次会へ行き、焼酎の湯割りを2杯飲んだ。午前1時過ぎに、部下2人とラーメンを食べ、部下と別れた。終電の時刻を過ぎていたので、自家用車で寝ようと思い、駐車場に向かった。2時間ほど車内で寝た後、自家用車を運転して帰途についた。途中、信号無視をしたところ、警察官に制止を受け、飲酒検知の結果、呼気1リットル中0.2ミリグラム以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の現行犯で逮捕された。

〔処分内容〕

懲戒免職（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教頭の心情等〕

（事案発生時）

「自家用車で寝て、朝帰るつもりでいたが、目が覚めてしまった。代行運転を呼ぼうと思ったが、午前3時を過ぎていたし、面倒くさかったこともあり、つい運転してしまった。時間も遅いし、警察に捕まらないだろうという思いもあった。」

「警察官の制止を受けた時、すべてが終わったと思った。学校のこと、家族のことなどが頭の中をぐるぐると巡った。」

（事案の後）

「管理職として、日ごろから飲酒運転をするなど職員に指導をしてきたにもかかわらず、自らが飲酒運転をするとは、情けない。」

「校内で研修をしているときには、自分がこんなことをするわけがないという思いであった。」

〔保護者の心情等〕

（保護者）

「我が子は教頭先生を慕っており、ショックで学校に行けなくなっている。」

（I 教頭の妻）

「夫の不祥事に対して、まず謝りたい。世間を騒がせ、生徒や保護者、関係者に多大な御迷惑をかけた。我が家には、大学に通う娘と高校に通う息子がいる。収入も断たれ、今後の生活を思うと、途方にくれている。」

〔事案による影響等〕

- ・ 処分公表後、教育委員会や勤務校に新聞6社から取材があり、翌朝、全国版で新聞報道された。
- ・ 実名公表であり、学校や自宅に毎日抗議の電話が入り続けた。それにより、妻は体調を崩し、入院した。
- ・ 当該教頭は、刑事処分として罰金50万円、行政処分として減点15点、運転免許取消し（欠格期間1年）の処分を受けた。

懲戒処分の指針

5 交通事故・交通法規違反関係

（1）飲酒運転での交通事故・交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、事故の有無にかかわらず、免職とする。

イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。

ウ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

（2）飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

○ この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....
.....
.....
.....

○ 忘年会の最中、「今日は、家に自家用車を置いてくる時間がなかったので、近くの有料駐車場に駐車してきた。」と話している職員に対して、あなたはどんな言葉掛けをしますか。

.....
.....
.....
.....

○ 教育公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、日ごろからどのようなことに気を付けておくべきでしょうか。

.....
.....
.....
.....

〔飲酒運転未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 飲酒する場合には、自家用車で出掛けないようにしていますか。 | |
| 2 | 飲酒後に睡眠をとっても、飲酒運転になる場合があることを知っていますか。 | |
| 3 | 一口飲んでも、飲酒運転になるという意識がありますか。 | |
| 4 | 一緒に飲んだ同僚が酔っているときは、タクシーに乗せるなどしていますか。 | |

事例10「交通事故（措置義務違反）」

事案の概要

J教諭は、帰宅後、気分転換のため自家用車でドライブに出かけた。交差点で左折をする際、横断歩道を横断していた女性に自家用車を衝突、転倒させ、加療約6日間を要する左手首打撲の傷害を負わせた。また、当該教諭は、衝突後、被害女性を救護することなくそのまま事故現場を去り、この事故について、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告する義務を怠った。翌日、両親に交通事故を起こしたことを相談し、警察署に出頭した。

〔処分内容〕

停職 1月（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「衝突後、すぐに車を止めて被害者に声を掛け、救急車を呼ぼうと携帯電話を車に取りに行ったとき、急に自分が起こしてしまったことが怖くなり、そのまま車を発進させてしまった。」
「頭がパニックになってどこをどう運転したのか分からないまま、気が付いたら自宅に帰っていた。」

（事案の後）

「被害者のことが気になったが自分ではどうすることもできなかった。いつ、警察から連絡があるかと気が気でなく、一睡もできなかった。翌朝、母親に『様子がおかしいがどうしたのか。』と声を掛けられ、事故を起こしたことを話した。」
「人身事故を起こした際は、被害者の救護を行い、関係機関へ速やかに連絡をする義務があるにもかかわらずそれを怠ったことは、人としてあってはならないことと反省している。」
「たくさんの研修を行ってきたが、いざ自分がその場面になったときに適切な行動が取れなかったことが情けなく、被害者の方や迷惑をかけた校長先生をはじめ職場の方に申し訳ない。」

〔関係者の心情等〕

（当該校長）

「服務規律の確保について、研修を通して指導していたが、今回いざという場面で取るべき行動がきちんと取れなかったことは、研修を活かすことができなかったということであり、非常に残念に思う。」

〔事案による影響等〕

- ・処分公表後、教育委員会に新聞3社から取材があり、翌朝、新聞報道された。
- ・当該教諭は、刑事処分として罰金30万円、行政処分として減点40点、運転免許取消し（欠格期間3年）の処分を受けた。

懲戒処分の指針

5 交通事故・交通法規違反関係

（3）飲酒運転以外での交通事故・交通法規違反

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

この場合において、措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

ウ 無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- 交通事故を起こさないために、どのようなことを心掛けていますか。

.....

- 道路交通法には、交通事故を起こした際、どのような措置を取るべきと規定されていますか。

.....

- 交通事故を生起させた際、行うべき行動ができなかったこの事案を踏まえ、未然防止、再発防止のために、どのような手立てが考えられますか。

.....

〔措置義務違反未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 道路交通法における『救護義務』及び『報告義務』について、理解していますか。 | |
| 2 | 運転する際は、交通法規を守るとともに、誰もが交通事故に遭う危険性を踏まえ、注意して運転していますか。 | |
| 3 | 措置義務違反を行うと、どのような処分等があるか理解していますか。 | |
| 4 | とっさの時に、ごまかしたり、その場を取り繕うようなことはありませんか。 | |

事例 11 「個人情報の紛失」

事案の概要

K教諭は、日ごろから家庭との連絡のために家庭調査票を校長の許可なく持ち帰っていた。家庭調査票には生徒の家族構成、住所、電話番号、地図、健康状態などが記載されていた。K教諭は、勤務時間が終了した後、帰宅途中にスーパーマーケットに立ち寄り、家庭調査票を入れた鞆を車内に残したまま店内に入った。30分後車に戻ってみると、車のドアの鍵が壊され鞆ごと家庭調査票が盗まれており、多くの個人情報を含む家庭調査票を紛失した。

〔処分内容〕

行政措置（服務監督権者からの文書による訓告）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「家庭調査票は個人情報であり、管理職の許可なく校外に持ち出すことを禁止されていることは分かっていたが、家庭調査票は家庭との連絡のために頻繁に使うし、成績とは内容が違うので、許可なく持ち出しても良いと自分の都合の良いように解釈していた。」

（事案の後）

「家庭調査票には個人のプライバシーにかかわる内容があり、盗まれたものが誰に使われるかわからないため、大変なことになったと思った。」

「これぐらいならいいだろうという自分の中の常識が、一般常識と大きく掛け離れていたのだと反省した。」

〔生徒・保護者の心情等〕

（保護者A）

「帰宅途中にスーパーマーケットに行くことはあるだろうが、無責任にも車の中に個人情報を放置したままにするのは教育公務員としてあるまじきことだ。」

（保護者B）

「これが、一般企業だったらすぐ解雇となる。」

〔事案による影響等〕

- ・個人情報の紛失について教育委員会が記者発表し、陳謝した。テレビ、新聞各社が報道した。
- ・全校集会や臨時PTA総会が開かれ、経緯の説明と校長及びK教諭からの謝罪が行われた。
- ・K教諭は校長とともに、紛失した家庭調査票の生徒宅を訪問し謝罪した。
- ・ルールを守れない教師の姿を見て、生徒は教師の言葉を信用しなくなった。
- ・指導を聞かなくなった生徒の姿を見て、K教諭は自分のしたことの重大性に気付いた。

懲戒処分の指針

（個人情報の紛失については標準例なし）

標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。（懲戒処分の指針 第1 基本事項）

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

○ この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....
.....
.....
.....

○ あなたがK教諭の立場なら、個人情報に許可なく持ち出すことにブレーキをかけることができますか。どうしたら、ブレーキをかけることができるでしょうか。

.....
.....
.....
.....

○ 個人情報の管理を適正に行うために、日ごろからどんなことに気を付ければよいでしょうか。

.....
.....
.....
.....

〔個人情報紛失未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 管理職の許可を得ることなく、個人情報を安易に持ち出していませんか。 | |
| 2 | 私物のUSBメモリ等に個人情報を入れていませんか。 | |
| 3 | 自分だけは個人情報を失くすわけではないと思っていませんか。 | |
| 4 | 日ごろから、机の上や机の中の整理整頓を意識して行っていますか。 | |
| 5 | バッグやノートパソコンを車に放置したまま車から離れていませんか。 | |
| 6 | 個人情報を含む書類などを、机の上に置いたまま席を離れることはありませんか。 | |

事例12「欠勤」

事案の概要

L教諭は、5時間目の授業で使用する教材を自宅に置き忘れたことに気づき、3時間目の授業の途中で、生徒に対して「少し出てくるので、学習を進めておくように。」「授業が終わったら片付けて授業を終わるように。」と指示して、自家用車を運転して学校を出て、使用する教材を自宅に取りに帰り、約1時間半後に学校に戻った。

その際に、年次有給休暇の届出をしていなかった。

〔処分内容〕

行政措置（服務監督権者からの文書による訓告）

〔当該教諭の心情等〕

（事案発生時）

「学校を離れる前に、管理職に対して事前に年休の届出や出張の手続きをしておく必要があることは認識していた。このことは管理職から何度も聞いていた。その話を聞くたびに、勤務管理などが、また厳しくなったと思っていた。」

「教材を取りに行くのは仕事のためだし、ちょっと行ってただけだからという甘い認識だった。」

（事案の後）

「勤務時間中に勝手な判断で職務から離れるという公務員としてあるまじきことをしてしまったと深く反省している。今まで気付かなかった自分が情けない。」

「私たちの給与は税金で支払われている。県民から信頼を得るためにも、自分勝手な行動は許されないと強く思った。」

〔事案後の対応〕

管理職から、服務規律の確保について厳しく指導を受けるとともに、勤務時間中に職場を離れた時間について、勤務を欠いたとして該当時間分の給与の戻入を行うこととなった。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

〔自分のこととして、また、同僚として考えてみましょう〕

- この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....
.....
.....
.....

- 勤務場所を離れなければならない場面を具体的に想起し、どのように手続を行えばよいか考えましょう。

.....
.....
.....
.....

- 勤務時間を厳守し、職務に専念する義務に違反しないようにするためには、日ごろからどんなことに気を付ければよいでしょうか。

.....
.....
.....
.....

〔欠勤等未然防止のためのチェックポイント〕

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 勤務時間や旅行命令、休暇等にかかわる規定について理解していますか。 | |
| 2 | 管理職から服務にかかわる規定について注意や説明があった際、自分には関係ないと思っていませんか。 | |
| 3 | 服務にかかわる規定などを少しくらい守らなくても大丈夫という意識がありませんか。 | |
| 4 | 年次有給休暇や特別休暇の手続を適正に行っていますか。 | |
| 5 | 遅くまで働いた分、別の日に勤務終了時刻より早く帰ってもいいと思っていないか。 | |

ロールプレイの進め方

1 ロールプレイのねらい

- ・不祥事の具体的な場面を想定し、被害者や加害者の立場で感じたり、考えたりすることを通して、不祥事を自分のこととして受け止め、行動規範について主体的に考える。

2 ロールプレイの進め方

(1) ウォーミングアップ

簡単なエクササイズを行い、心と体をリラックスさせ、役割を演じようとする意欲と、コミュニケーションを取りやすい雰囲気をつくる。

※エクササイズ例

〔自慢の我が校〕

ペアになり、1人が自分の学校の良いところを語り、もう1人が話を聞く。役割を交代する。隣のペアと一緒に、1人ずつ順番に自分のパートナーの学校の良いところを他の2人に紹介する。

〔いいこと探し〕

ペアになり、ジャンケンをしてAとBを決める。Aは「何かいいことはありましたか」と尋ねる。Bは今週のうれしかったことを簡単に話す。Aは「……でうれしかったんですね」とBの内容を繰り返し、感想を一言付け加える。3分間、AとBを交代しながら続ける。終了後、みんなにも伝えたいことを発表する。

(2) ロールプレイ (演技 (ドラマ)) → シェアリング (振り返り)

① ロールプレイ (演技 (ドラマ))

グループでの進め方

- ① グループの中で進行役を決めてください。
- ② 進行役が中心となって、グループで取り上げる場面を選び、演者と観客を決めてください。
- ③ 演者が場面と役をしっかりイメージを持ち、気持ちを高める時間を取ってください。
- ④ 進行役の合図で演技 (ドラマ) を始めてください。
- ⑤ 状況を見て、進行役は演技 (ドラマ) を終了させてください。

※留意事項

- ・演者として演じることに強い抵抗がある人に対しては演者となることを無理強いしない。

② シェアリング (振り返り)



グループでの進め方

- ① 進行役は、それぞれの演者から、演じながら、また、演じた後に、感じたこと、考えたことを話してもらってください。
- ② 進行役は、観客から、演技 (ドラマ) を観察して、感じたこと、考えたことを話してもらってください。

※留意事項

- ・シェアリング (振り返り) では、演技 (ドラマ) の中で起こったことを受け止め、互いに感じ取ったことを共有し、分かち合うことを目的とし、批判や解釈は行わない。



時間設定の中で、次の①～③から選び、あわせてシェアリング (振り返り) を行う。

- ① 同じ場面を演者の役割を交代して再度行う (ロールリバーサル)。
- ② 同じ場面を演者と観客を交代して再度行う。
- ③ 他の場面を取り上げて行う。

※留意事項

- ・被害者、加害者の役は、演技 (ドラマ) を通じて、傷ついたり、落ち込んだりする場合があるので、シェアリングの中でしっかりと気持ちを吐露するようにする。

ロールプレイの記録

[場面 :]

ロールプレイ（演技（ドラマ））

| 役 割 | | 演技をしてみて／演技を観察してみて 感じたこと、気付いたこと、考えたことをメモしましょう。 |
|-------|--|--|
| 演 者 A | | |
| 演 者 B | | |
| 演 者 C | | |
| 演 者 D | | |
| 演 者 E | | |

○ シェアリング記入欄

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

場面 1 「体罰」

| 登場人物 | ねらい |
|-------------------------------------|--|
| 担任の男性教諭 (A) 男子児童 (B) 男子児童 (C) | ① 担任の男性教諭 (A) の立場にたって、感情のコントロールの仕方を体験する。 ② 男子児童 (B, C) の立場にたって、教師の叱責を受ける児童の気持ちを理解する。 ③ 児童のことば、態度、表情から、児童の気持ちを理解し、望ましい対応の仕方について考える。 |

場面設定

- ① 小学校 6 年生の教室、終わりの会で担任の男性教諭 (A) が、翌日の連絡を行っている場面。男子児童 1 人 (B) が後ろを向いてもう 1 人の男子児童 (C) と私語をしている。
- ② 担任の男性教諭 (A) が話を聞くよう注意するが、男子児童 2 名は私語をやめない。
- ③ 担任の男性教諭 (A) はもう一度やや強い口調で注意をするが、男子児童はまだ私語をやめない。
- ④ 担任の男性教諭 (A) は、後ろを向いている男子児童 (B, C) のところまで歩いて行き、2 人を大きな声で叱責する。
- ⑤ 男子児童 (C) は私語をやめ、神妙にするが、後ろを向いていた男子児童 (B) は、前は向いたもののふてくされた態度を示す。
- ⑥ 担任の男性教諭 (A) は、男子児童 (B) の態度を注意する。
- ⑦ 男子児童 (B) は、あからさまにふてくされた態度を取り、いすに座ったまま、口答えをする。
- ⑧ 担任の男性教諭 (A) は、苛立ちを隠せず、叱責を繰り返すが、男子児童 (B) は担任の男性教諭 (A) の気持ちを逆なでするような口答えを繰り返す。

役割設定

場所：6 年生の教室

登場人物：

- 1 担任の男性教諭 (A)
年齢は 50 代、一方的な指導を行いやすい。
教員経験は長い、高学年の担任の経験は少ない。
- 2 男子児童 (B)
落ち着きがなく、授業に興味を示さず、学力の定着が図られていない。
姿勢が悪く、授業態度を注意されることがしばしばある。
気に入らないと、教師に対し反発することがある。
- 3 男子児童 (C)
男子児童 (B) と仲がよく、一緒に行動することが多い。
男子児童 (B) と同様に落ち着きがなく、授業に興味を示さない。
男子児童 (B) と異なり、教師に反発することはない。

※ 演者により、担任教諭、児童の性別を変更してもよい。

場面 2 「体罰事案の後」

| 登場人物 | ねらい |
|---------------------------------|--|
| 担任の男性教諭 (A) 母親 (D) 校長 (E) | ① 担任の男性教諭 (A) の立場にたって、自分が行った行為の影響、あるいは重大性について認識する。 ② 母親 (D) の立場にたって、子どもが体罰を受けた保護者の気持ちを理解する。 ③ 体罰が生起したことによる学校の教育活動への影響について認識する。 |

場面設定

場面 1 「体罰」の後、担任の男性教諭 (A) は、感情的になり、右平手で男子児童 (B) の左ほおをたたいた。男子児童 (B) が鼻血を出したため、担任の男性教諭 (A) は、男子児童 (B) を一人で保健室に行かせた。

その日の夕刻

- ① 男子児童 (B) の母親 (D) が校長室に校長 (E) を訪ねてきて、担任の男性教諭 (A) が、男子児童 (B) に対して行った行為について抗議する。
- ② 母親 (D) は男子児童 (B) から、「終わりの会の時、担任の男性教諭 (A) から突然たたかれて、鼻血が出た。保健室には一人で行かされた。」と聞いている。
- ③ 母親 (D) は、校長 (E) に対して、担任の男性教諭 (A) が行った行為について、どうしてたたかなければならなかったのか納得のいく理由を説明してほしいと求める。
- ④ 母親 (D) は、校長 (E) に対して、担任の男性教諭 (A) を説明のため、この場に呼んでほしいと要求する。
- ⑤ 校長 (E) は、担任の男性教諭 (A) から体罰について報告を受けておらず、事情がはっきりしないため、母親 (D) の要求を受けて、担任の男性教諭 (A) を校長室に呼ぶ。
- ⑥ 母親 (D) は、なぜたたいたのか、鼻血が出るほどたたかなければならなかったのはなぜか、なぜ保健室に連れて行ってくれなかったのか、などについて担任の男性教諭 (A) と校長 (E) に問いただし、謝罪を求めている。
- ⑦ 担任の男性教諭 (A) と校長 (E) は、母親 (D) の問いに答える。

役割設定

場所：校長室

登場人物：

- 1 担任の男性教諭 (A)
年齢は 50 代、一方的な指導を行いやすい。
教員経験は長いが、高学年の担任の経験は少ない。
- 2 母親 (D)
男子児童 (B) の保護者。
我が子が体罰を受け、鼻血を出したことに憤りを感じている。
我が子が落ち着きがないことは理解しているが、鼻血が出るほどたたかなくてもよいのではないかと納得がいかない気持ちである。
以前、教諭 (A) に対して「我が子が悪いことをしたら、厳しく指導してもらっても構わない。」と伝えたことを後悔している。
厳しく抗議するが、激昂はしていない。
- 3 校長 (E)

※ 演者により、母親を父親に変更してもよい。

場面3 「体罰」

| 登場人物 | ねらい |
|-----------------------------------|--|
| 男子生徒 (A) 教諭 (B) 生徒指導部教諭 (C) | ① 男子生徒 (A) の立場にたつて、生徒指導部教諭 (C) の叱責を受ける生徒の気持ちを理解する。 ② 生徒指導部教諭 (C) の立場にたつて、感情のコントロールの仕方を体験する。 ③ 生徒指導部教諭 (C) と男子生徒 (A) の対応から、生徒指導を行う際の望ましい対応の仕方について考える。 |

場面設定

8月○日、3年生の英語の補習が行われている。補習の終了間際に、男子生徒 (A) の携帯電話のメール着信音が鳴る。

補習を担当していた教諭 (B) は、生徒指導担当に携帯電話を預けさせ、指導を行ってもらうため、生徒指導室に男子生徒 (A) を連れて行く。

生徒指導部教諭 (C) が男子生徒 (A) に指導を行う。

- ① 男子生徒 (A) が、教諭 (B) に連れられて生徒指導室に来る。
- ② 教諭 (B) は、生徒指導部教諭 (C) に概略を説明し、男子生徒 (A) に部屋に入るよう促す。
- ③ 男子生徒 (A) は、「失礼します。」と小さな、気のない声で言い、入室する。(男子生徒 (A) はシャツを出しており、服装の乱れがある。)
- ④ 生徒指導部教諭 (C) が指導を始める。教諭 (B) が同席する。
- ⑤ 生徒指導部教諭 (C) が、クラスや名前を名乗らず入室したこと、自ら謝罪がないことを厳しく指摘する。
- ⑥ 男子生徒 (A) は、平然としており、反省している様子は見られない。
- ⑦ 生徒指導部教諭 (C) は、男子生徒 (A) に対し、いすに座るよう指示し、携帯電話を預かるので、出すように言う。
- ⑧ 男子生徒 (A) は、いすに座り、黙って携帯電話を差し出す。
- ⑨ 生徒指導部教諭 (C) は、
 - ・携帯電話の持込が禁止されていること、他の生徒はそれを守っていること
 - ・服装の乱れが目につくこと、繰り返し注意を受けていること
 - ・3年生の大事な時期に気が緩んでいること
 - ・周りの生徒の頑張ろうという雰囲気を乱していること
 - ・教員がどんな苦勞をして補習の準備をしているかということ など
 について、大きな声で男子生徒 (A) を叱責する。
- ⑩ 男子生徒 (A) は、叱責に対しても、黙ったまま表情を変えず、反省している様子は見られない。
- ⑪ 生徒指導部教諭 (C) は、男子生徒 (A) に反省の様子が見られないことに苛立ちを感じ、「分かっとるんか。」と怒鳴って、立ち上がった。

役割設定

場所：生徒指導室

登場人物：

1 男子生徒（A）

3年生。

服装の乱れがあり、繰り返し注意されている。

反発をするわけではないが、本気で注意を受ける様子が見られない。

2 教諭（B）

男子生徒（A）の学級担任。

3 生徒指導部教諭（C）

40代男性教諭，男子生徒（A）の保健体育の授業を担当している。

生徒指導担当としての自負をもっている。

生徒からは厳しい先生と見られている。

生徒を指導する際、威圧的になる面が見られる。

※ 演者により，生徒指導部教諭，生徒の性別を変更してもよい。

○ シェアリング記入欄

場面4 「体罰事案の後」

| 登場人物 | ねらい |
|---------------------------------|---|
| 生徒指導部教諭 (C) 校長 (D) 父親 (E) | ① 生徒指導部教諭 (C) の立場にたって、自分が行った行為の影響や重大性について認識する。 ② 父親 (E) の立場にたって、子どもが体罰を受けた保護者の気持ちを理解する。 ③ 体罰が生じたことによる学校の教育活動への影響について認識する。 |

場面設定

場面3「体罰」の後、生徒指導部教諭 (C) は、右平手で男子生徒 (A) の左ほおをたたいた。その日の夕方、教諭 (B) から生徒指導部教諭 (C) が体罰を行ったとの報告を受けた校長 (D) は、教頭に保護者に連絡し、生徒指導部教諭 (C) とともに、保護者宅へ謝罪に行くよう指示した。

学校からの連絡を受けた男子生徒 (A) の父親 (E) は、校長 (D) と話がしたいとして、来校し、体罰があった生徒指導室で話がしたいと申し出た。

その日の夜、生徒指導室で、

- ① 男子生徒 (A) の父親 (E) に、校長 (D)、生徒指導部教諭 (C) が謝罪する。
- ② 父親 (E) は、怒りを抑えながら、校長 (D)、生徒指導部教諭 (C) に次のことを問う。
 - ・ どういう経緯で、生徒指導を受けることになったのか説明してもらいたい。
 - ・ 大きな声で威嚇した事実はなかったのか。それは正しい指導のあり方なのか、見解を聞きたい。
 - ・ なぜたたかれなければならなかったのか納得のいく説明がほしい。
 - ・ たたくことは指導として許されるのか見解を聞きたい。
 - ・ 生徒はたたかれて納得するものではないと思うがどうか。
 - ・ なぜ我が子だけたたかれなければならなかったのか。どうしても許せない。
 - ・ 我が子以外にもたたかれた生徒がいるのではないか。他にも体罰があるのではないか。
- ③ 生徒指導部教諭 (C) 又は校長 (D) が、父親 (E) の問いに一つ一つ答える。
- ④ 父親 (E) は、校長 (D) に対し、次のことを求める。
 - ・ 生徒指導部教諭 (C) を我が子の保健体育担当から外してほしい。
 - ・ 今後、体罰が行われないようにするため、校長としてどうするのか聞きたい。
- ⑤ 校長 (D) が、父親 (E) の要求に回答する。
- ⑥ 父親 (E) は、納得できない点もあると述べ、もう一度話し合いの機会をもつことを求め、面談を終了する。

役割設定

場所：生徒指導室

登場人物：

- 1 生徒指導部教諭（C）
40代男性教諭，男子生徒（A）の保健体育の授業を担当している。
生徒指導担当としての自負をもっている。
生徒からは厳しい先生と見られている。
生徒を指導する際，威圧的になる面が見られる。

- 2 校長（D）

- 3 父親（E）
男子生徒（A）の保護者。
我が子が体罰を受けたことに憤りを感じている。
学校側に納得のいく説明を求めている。

※ 演者により，生徒指導部教諭の性別を変更してもよい。父親を母親に変更してもよい。

○ シェアリング記入欄

場面5 「セクシュアル・ハラスメント」

| 登場人物 | ねらい |
|-------------|--|
| 数学科教諭 (A) | ① 数学科教諭 (A) の立場にたって、感情のコントロールの仕方を体験する。 ② 1年生女子生徒 (B) の立場にたって、セクシュアル・ハラスメントを受けた時の生徒の気持ちを理解する。 ③ セクシュアル・ハラスメントによる該当生徒への影響について考える。 ④ セクシュアル・ハラスメントを起こさないための、適切な対応の仕方について考える。 |
| 1年生女子生徒 (B) | |

場面設定

- ① 数学科教諭 (A) は、1年生女子生徒 (B) を相談室に呼んで話をする。相談室には、数学科教諭 (A) と1年生女子生徒 (B) の二人きりである。
- ② 数学科教諭 (A) は、1年生女子生徒 (B) に対して次のように話しかける。
 - ・勉強の調子はどうか。分からないことはないか。
 - ・得意な教科は何か。数学は好きか。
 - ・数学で分からないことがあれば、いつでも質問に来るとよい。
 - ・数学の問題を添削指導してあげてもよい。
 - ・どのような進路希望をもっているか。志望校 (希望の職種) は決めているか。
 - ・悩みがあればいつでも相談にのる。遠慮なく頼ってほしい。
 - ・何かあったらすぐ相談できるように、自分の携帯電話の番号とメールアドレスを教えてあげる。
 - ・あなたの携帯電話の番号とメールアドレスも教えてほしい。
- ③ 1年生女子生徒 (B) は、数学科教諭 (A) の問いかけに困惑する。

役割設定

場所：相談室

登場人物：

- 1 数学科教諭 (A)
 - ・年齢は30代、既婚者。
 - ・自分のことを親切で、もの分りのよい教師だと思っている。
 - ・1年生女子生徒 (B) の数学を担当している。
 - ・数学の勉強について、何度か個別に質問に来ている1年生女子生徒 (B) をかわいと感じており、1年生女子生徒 (B) も自分に好意をもっているのではないかと期待している。
 - ・1年生女子生徒 (B) と親しくなりたいと思っており、メールのやり取りをしたいと強く思っている。
- 2 1年生女子生徒 (B)
 - ・数学で分からないことがあり、数学科教諭 (A) に何度か個別に質問に行ったことがある。

場面6 「セクシュアル・ハラスメント」

| 登場人物 | ねらい |
|-------------|--|
| 女子生徒の母親 (A) | ① 女子生徒の母親 (A) の立場にたって、子どもがセクシュアル・ハラスメントを受けた保護者の気持ちを理解する。 |
| 校長 (B) | ② 女子生徒の立場にたって、セクシュアル・ハラスメントを受けた時の生徒の気持ちを理解する。 |
| 教諭 (C) | ③ 教諭 (C) の立場にたって、自分が行った行為の影響あるいは重大性について認識する。 |
| | ④ セクシュアル・ハラスメントが生じたことによる学校の教育活動への影響について認識する。 |

場面設定

- ① 女子生徒の母親 (A) が、相談があるといって校長室を訪ねてくる。
- ② 女子生徒の母親 (A) は、校長 (B) に対し、次のような内容を告げる。
 - ・娘はサッカー部でマネージャーをしているが、教諭 (C) から好意を寄せるようなメールが来ると気味悪がっており、悩んだ末、私に相談してきた。
 - ・娘は教諭 (C) から、部活動の連絡で使うことがあるからメールアドレスを教えるよう言われ、教諭 (C) にメールアドレスを教えた。
 - ・その後、教諭 (C) から娘にメールが届くようになった。
 - ・当初は、部活動の連絡に関するものであったが、あえてメールで伝えるまでもない内容もあり、不思議に思った。
 - ・そのうち、部活動に関係のない内容が、毎日のように届くようになった。例えば「今日元気がなかったけど何かあったのかな」、「〇〇のことが気になって眠れなかったよ」、「試合の帰りが遅くなる時は送ってあげようか」など。
 - ・娘は不審に思いつつ、当たり障りのない返信をしていたようだが、昨夜は「来月誕生日だね。何かほしいものがあるのかな」というメールが来て、怖くなり、私 (母親) に相談したものである。
 - ・今日、娘は学校を休んだ。サッカー部のマネージャーを辞めるかもしれない。
 - ・校長 (B) から教諭 (C) に対し、娘に今後一切メールを送らないように指導してもらいたい。
 - ・教諭 (C) を部活動の副顧問から外してほしい。また、娘の英語の授業を担当しているが、その担当も外して、娘とできるだけ顔を合わすことがないようにしてほしい。
 - ・娘を持つ親として怒りを感じており、見過ごすことのできない問題であると思っている。
 - ・マスコミにでも言いたいのが、娘が傷つくのでそれはできないと思っている。
- ③ 母親 (A) は、校長 (B) に対し、教諭 (C) をこの場に呼び、自分に対し謝罪するとともに、二度とこういうことがないよう、誓約書を書かせてほしいと言う。
- ④ 校長 (B) は、教諭 (C) を校長室に呼ぶ。
- ⑤ 母親 (A) は、教諭 (C) に対し、娘から聞いたことが事実か問う。また、謝罪と誓約書を出すよう求める。
- ⑥ 教諭 (C) は、どういうつもりでそのようなことをしたか説明するが、母親 (A) の納得は得られない。

役割設定

場所：校長室

登場人物：

1 女子生徒の母親（A）

2年生の娘が、男性教諭から頻繁にメールを送られていたことで学校に行けなくなっていることについて、激しい怒りと不快感をもち、学校が責任をもって対応すべきであると思っている。

2 校長（B）

3 教諭（C）

年齢は40代，独身。

自らが副顧問を務めるサッカー部の2年生女子マネージャーをかわいいと感じており、メールでのやり取りをしたいと思うようになった。

メールを送れば、返信が来るので、2年生女子マネージャーも自分に好意をもっているのではないかと思うようになった。

※ 演者により，母親を父親に変更してもよい。

○ シェアリング記入欄

アンガーマネージメント

アンガーマネージメント

人間は様々な感情をもっている。感情はどれも大切なものである。しかしながら、教職員が「怒り」の感情をコントロールせずにそのまま子どもにぶつけてしまうことが、「体罰」につながることもある。ここでは、自分の「怒り」の感情をコントロールする方法や子どもの気持ちを理解するためのプログラムを示す。自分自身で気分を鎮める方法を知ることを通じて攻撃的でない表現方法を身につけ、子どもの気持ちを理解することで子どもを尊重した指導力の向上に役立ててほしい。

(1) アンガーマネージメントの定義

第一に「怒りを誘発する刺激に対するマネージメント」という意味がある。

第二に「怒りを誘発する刺激を認知（解釈）し、評価することに対するマネージメント」という意味がある。

第三に「コーピングスキルの獲得や修正を目的としたマネージメント」という意味がある。

*コーピングスキルとはストレスを適切に処理する技術・能力のこと

(2) アンガーマネージメント・プログラム

予防的、開発的なプログラムには次の三つの構成要素が必要

① 感情を理解すること

自分にわいた感情は、何（だれ）に対する、どんな、どの程度の感情か、また、相手の表情等から、相手はどんな感情をどの程度抱いているか、など。

② 怒りを理解すること

怒りはどんな状況で感じやすいか、どんな感情か、怒るとどうなるか、など。

③ 怒りに対処すること

どうやって自分の怒りをコントロールするか、どうすれば自分も相手も傷付けないように表出できるか、など。

(3) 上記の三つの構成要素のうち、「怒りに対処すること」について

① 怒りの感情をコントロールする。《怒りを爆発させないテクニック》

・怒りの感情をコントロールする方法を学ぶ。

【深呼吸】【カウントアップ（数唱）】【カウント深呼吸】【自己呼び掛け（おまじない）】

【リフレーミング（状況に対する見方、考え方を変えること）】などを用いた方法がある。

② 怒った気持ちを表現する。

・非攻撃的な自己主張ができる表現の仕方を身に付ける。

・大切なのは、怒らないことではなく、怒りを感じてどうするかであることを知る。

「怒り」はだれでも感じる感情なので、「怒らない」ことはできない。感じた「怒り」をどうするか、また、「怒り」をエスカレートさせる前に上手に表現する方法を学ぶことが大切である。

参考資料 「中学校におけるアンガーマネージメントの試み」 岡山県教育センター

懲戒処分と給与

懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当のすべてに影響します。

免職の場合、通常、退職手当は支給されません（※）。

平成22年8月1日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額（試算）は次のとおりとなります。

30歳・教諭の場合

《例》平成22年8月時点で、給料表が教育職（二）2-30である30歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

| | | |
|-----------|---|-----------------------|
| 戒告 | 約 | 80万円 |
| 減給1/10 3月 | 約 | 325万円 |
| 停職6月 | 約 | 525万円 |
| 免職 | | 以後の給与、退職手当（※）は支給されない。 |

40歳・教諭の場合

《例》平成22年8月時点で、給料表が教育職（二）2-70である40歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

| | | |
|-----------|---|-----------------------|
| 戒告 | 約 | 40万円 |
| 減給1/10 3月 | 約 | 165万円 |
| 停職6月 | 約 | 450万円 |
| 免職 | | 以後の給与、退職手当（※）は支給されない。 |

50歳・教諭の場合

《例》平成22年8月時点で、給料表が教育職（二）2-110である50歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

| | | |
|-----------|---|-----------------------|
| 戒告 | 約 | 20万円 |
| 減給1/10 3月 | 約 | 70万円 |
| 停職6月 | 約 | 400万円 |
| 免職 | | 以後の給与、退職手当（※）は支給されない。 |

不祥事防止委員会の活動例

1 年間活動計画の例（委員会主催事業）

| 月 | 活動内容 | |
|----|---|--|
| 4 | 委員会運営についての意見交換，研修計画作成 | メンバーからの主な意見 ▽少しでも効率的に仕事ができるよう，仕事の仕方やノウハウを共有する時間を設けたらどうか ⇒6月の研修 ▽生徒指導上のトラブルからの体罰が多く発生しているので，具体的な生徒指導の対応についての研修をしてはどうか ⇒9月の研修 |
| 5 | 県教委作成資料による体罰・セクハラ防止研修 | |
| 6 | 文書等の取扱い・仕事の仕方についての研修 | |
| 7 | 生徒の学校生活満足度調査（アンケート調査）の実施① | 研修内容 ▽文書取扱いのルールの確認，行政文書作成例の紹介 ▽職員同士で仕事の工夫やノウハウを交流 ▽学校でできる業務改善についての意見交換 |
| 8 | 調査結果の集約，分析 | |
| 9 | 生徒指導スキルアップ研修 | |
| 10 | P T Aとの意見交換 | 研修内容 ▽◆市教育委員会指導主事を講師として，体罰防止とキレる子どもへの対応についての研修を行う ▽本校担当のスクールカウンセラーを講師として，子どもへの対応方法やカウンセリングについての研修を行う |
| 11 | ロールプレイ研修 | |
| 12 | 交通安全研修 | |
| 1 | 個人情報の適正な取扱いについての研修 | 研修内容 ▽地域の警察官を講師として，交通事故の現状，飲酒運転の防止，その他交通安全についての研修を行う |
| 2 | 生徒の学校生活満足度調査（アンケート調査）の実施②，今年度のまとめ・課題等整理 | |
| 3 | 次年度への計画準備 | |

※原則毎月第〇△曜日開催

生徒や保護者からの情報が得られるよう，1学期と3学期に生徒アンケート，2学期にP T Aとの意見交換を実施

2 ホームページへの掲載例

学校のホームページのトップに「不祥事防止委員会」へのリンクを置き，活動内容を公開。随時更新。

関係法令

■地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。（以下略）

(争議行為等の禁止)

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基づいて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

(営利企業等の従事制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

■学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

■道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。（以下略）

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。（以下略）

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの（以下略）

第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの（以下略）

■刑法

(公然わいせつ)

第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を行きさせ、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで自動車を行きさせ、よつて人を死傷させた者も、同様とする。

(以下略)

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

■民法

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

■国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

■児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であつて、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

■広島県青少年健全育成条例

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第三十九条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(罰則)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十九条第一項の規定に違反した者（以下略）

○ 自分自身の振り返りと目指す自分の姿

記入日 月 日 ()

教職員を目指した頃の自分



今の自分



目指す自分の姿

○ 大切な人へのメッセージ

記入日 月 日 ()

メッセージ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メッセージ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

メッセージ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

研修の記録

| 研修日時 | 研修の内容 | 感想・気付き・決意等 |
|------------------|-------|------------|
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |
| 月 日 () : ~ : | | |